最終更新日：2016年8月4日

昭和電工株式会社
取締役社長　市川　秀夫
問合せ先：総務・人事部総務グループ　TEL：03-5470-3111
証券コード：4004
http://www.sdk.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の健全性、実効性および透明性を確保し、企業価値の持続的な向上により社会から信頼・評価される「社会貢献企業」を実現するために、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。
また、企業価値の持続的な向上により社会から信頼・評価されるためには、株主をはじめ、お客様、取引先、地域関係者、社員などのステークホルダーの皆様との適切な関係を維持・発展させていくことが必要であり、これを「グループ経営理念」として明確にし、その実現に向けた経営を推進します。
『昭和電工グループ　経営理念』
「私たちは、社会的に有用かつ安全でお客様の期待に応える製品・サービスの提供により企業価値を高め、
株主にご満足いただくと共に、国際社会の一員としての責任を果たし、その健全な発展に貢献します。」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

（原則４－８（１）（２）：独立社外役員のみの会合、筆頭独立社外役員の選任）
当社は、現在、3名の社外取締役、3名の社外監査役を選任し、独立した客観的な立場からの監督の実効性を高めています。毎回の取締役会では、各社外役員が積極的な発言を行い、経営の課題等について自由闊達で建設的な議論がなされています。また、取締役会当日には、会長、社長と社外役員が意見交換を行う場を設定しているほか、年2回、全役員による意見交換会を開催することで、十分な情報共有を行っています。これらの理由から、社外役員のみの会合や社外役員の中での筆頭者の選任は行っておりませんが、社外役員から社外役員のみの会合開催の申し入れがあった場合には、その会合を設定することとします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

（原則１－４：政策保有株式）
当社は、政策保有株式に関しては、中長期的な経済合理性や取引関係の維持強化等の観点から検証を行い、その保有可否を判断します。また、政策保有株式に係る議決権行使については、その議案が双方の企業価値の向上に資するかを判断基準とします。

（原則１－７：関連当事者間の取引）
当社と取締役、執行役員との間の競業取引、利益相反取引については、法令および当社の取締役会規則により取締役会の承認を得ています。また、当該取引に関する結果については取締役会に報告しています。

（原則３－１：情報開示の充実）
（１）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、グループ経営理念、経営戦略・中期経営計画を当社ホームページに掲載しています。
（URL: http://www.sdk.co.jp/about.html）
（２）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
基本的な考え方については、本報告書「1.1.基本的考え方」に記載しています。基本方針については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を当社ホームページに掲載しています。
（URL: http://www.sdk.co.jp/about/governance.html）
（３）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、業務執行取締役、執行役員の報酬を、基本報酬、短期業績連動報酬、中長期業績連動報酬により構成し、役位等によって決定する基本報酬額に加え、業績評価制度に基づき、会社業績および個人の業績等を勘案して業績連動報酬額を決定します。報酬を決定するにあたっては、取締役会の諮問機関である、過半数を独立社外取締役、社外監査役で構成する報酬諮問委員会において検討を行ったうえ、取締役会に答申する体制とします。
（４）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者は、取締役に求められる義務を果たすための知識、経験、能力を有する者とします。また、経営陣幹部の選任については会社および個人の業績評価等も勘案して決定します。監査役候補者は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を含め、監査役に求められる義務を果たすための知識、経験、能力を有する者とします。選任、指名を決定するにあたっては、取締役会の諮問機関である、過半数を独立社外取締役で構成する指名諮問委員会において検討を行ったうえ、取締役会に答申する体制とします。
（５）経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社は、株主総会に係る参考書類に、取締役、監査役候補者全員について個々の選任理由を記載することにより指名の説明を行っています。

（原則４－１（１）：経営陣への委任の範囲）
取締役会は、取締役会に付議すべき決議事項および報告事項を「取締役会規則」で定め、経営陣に対する委任の範囲を明確にしています。

（原則４－９：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
取締役会は、法令および東証が定める独立性基準に基づき、当社の社外取締役に係る独立性基準を定め、その基準を満たす候補者を選定します。独立性基準については、「コーポレート・ガバナンスの基本方針　別紙」に記載しています。

（原則４－１１（１）：取締役会の知識・経験・能力バランス、多様性・規模に関する考え方）

取締役会は、取締役に求められる義務を果たすための知識、経験、能力を有する者より構成し、迅速な意思決定と適切な執行の監督を可能とする規模とします。また、業務執行における適正性を確保し監督の実効性を高めるため、独立社外取締役として企業経営者、学識者等、豊富な経験と幅広い見識を有する者を2名以上選任します。

（原則4－11（2）：取締役、監査役の他の上場会社役員兼任状況）
当社は、取締役、監査役の他の上場会社における役員の兼任状況を毎年の事業報告で開示しています。

（原則4－11（3）：取締役会全体の実効性評価結果）
2015年の事業年度における取締役会全体の実効性について行った分析、評価の結果の概要は次のとおりです。
「当社取締役会では、重要な業務執行の決定は、経営理念・中期経営計画を踏まえ、構成員それぞれの多様な経験・専門性を反映した広範な視点や価値観に基づき、活発かつ建設的な議論のもとに行われています。特に、独立社外取締役は長期的な企業価値の向上を図るための助言を積極的に行っており、独立社外監査役は忌憚のない意見を表明することで、取締役会として適切な意思決定を行っています。また、定期的な業務執行報告の他、必要に応じ決議した案件の経過および結果の報告を求め、取締役の職務執行状況の的確な監督を行っています。
取締役会は、予め定めた年間スケジュールに従い少なくとも月１回開催し、必要に応じ臨時に開催することにより、適時意思決定をしています。審議にあたっては、必要な資料は原則として事前に提供され、背景等の事前説明がなされており、議長は審議を尽くすことを優先した議事運営をしています。
取締役会の構成は、取締役8名（内、社外取締役3名）であり、求められる機能を果たす上で適切な人数と評価します。」

（原則4－14（2）：取締役・監査役のトレーニングの方針）
当社は、取締役、監査役に対して、新任研修を実施するとともに、就任後も経営戦略、法令改正、コーポレート・ガバナンス等に関する知識の定期的な更新を目的に、社内研修または外部研修の機会を提供し、必要な費用を負担します。

（原則5－1：株主との建設的な対話に関する方針）
当社は、IR活動を、「株主や投資家の皆様に当社の企業経営、企業活動、戦略をご理解いただき、当社の企業価値を正当に評価いただくための活動」と考え、
（1）株主や投資家の皆様との積極的な対話を行い、経営の透明性の向上を図ります。
（2）当社に対するご理解と信頼を深めるため、当社に関する企業情報を、わかりやすく、公平に、タイムリーに、かつ正確に開示します。

当社は、CEO、CFOによる国内外の機関投資家に対するIR活動に加え、国内の個人投資家を対象に事業説明会等を行います。また、CFOを議長とするIR推進会議を設置し、戦略企画、総務・人事、財務・経理の各部門をメンバーに、IRに関する総合施策・基本計画の検討を行うとともに、株主との対話等で把握した情報について内容を精査し、適切に報告します。さらに、適時開示規則に基づく決算等に関する重要情報を一元的に管理することで重要情報の適切な開示を確保します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
富国生命保険相互会社	55,168,000	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	53,279,000	3.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	45,574,000	3.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	38,713,000	2.71
第一生命保険株式会社	36,000,000	2.52
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	32,913,798	2.30
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	30,067,600	2.11
明治安田生命保険相互会社	26,446,820	1.85
昭和電工従業員持株会	24,844,027	1.74
日本生命保険相互会社	20,063,339	1.40

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	化学

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社を1社有しております。
コンプライアンスの強化、経営理念、中期経営計画、経営方針などの経営の基本的事項は、関係会社の経営の自主性を尊重しつつグループとして推進しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋山　智史	他の会社の出身者								△	△		
森田　章義	他の会社の出身者								△			
尾嶋　正治	学者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山　智史	○	秋山氏は、富国生命保険相互会社の取締役会長です。同社は当社発行済株式総数の3．68%を所有しております。また、当社は同社から資金の借入等を行っておりますが、その割合は、当社総資産の1%未満であります。なお、当社取締役会長である高橋恭平氏は、同社の社外監査役に就任しております。	生命保険会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外取締役に選任しております。秋山氏の兼職先である富国生命保険相互会社は、当社株式を保有しておりますが、主要株主には該当せず、また、当社は同社との間に資金の借入等の取引関係がありますが、主要取引先には該当しないため、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
森田　章義	○	森田氏は、愛知製鋼株式会社の顧問です。同社と当社とは取引関係があります	企業経営者として培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外取締役

		が、1年間の取引の割合は当社売上高の1%未満であります。	に選任しております。森田氏はトヨタ自動車株式会社の専務取締役を経て、愛知製鋼株式会社の取締役社長、会長を歴任後、現在は愛知製鋼株式会社の顧問に就任しておりますが、両社は当社の主要な取引先には該当しないため、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
尾嶋　正治	○	尾嶋氏は、国立大学法人東京大学の名誉教授です。同氏と当社は、平成8年より平成20年まで共同研究を実施しており、その際の1年間の研究費は1千万円未満であります。	エレクトロニクス分野の研究者としての豊富な専門知識と経験に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外取締役に選任しております。尾嶋氏は国立大学法人東京大学の名誉教授ですが、同大学は当社から多額の金銭その他の財産を得ていることはなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役

補足説明 更新

当社は、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置し、取締役、監査役候補者の指名、経営陣幹部の選任に係る事項を審議のうえ、また、委員の過半数を独立社外取締役、社外監査役で構成する報酬諮問委員会を設置し、取締役、執行役員の報酬に係る事項を審議のうえ、取締役会に答申します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的会合を持ち、監査計画を受領し、内部統制システムの状況、監査重点項目等の説明を受け、意見交換を行っています。監査役は、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会う他、監査の実施経過の報告を受けています。
監査役は、内部監査部と隔月に会合をもち、内部統制システムに係る状況等その監査結果の報告を受けています。また、監査役は、必要に応じて内部監査部に対し調査を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)

		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
手塚　裕之	弁護士										○			
小原　之夫	他の会社の出身者							△						
齋藤　聖美	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
手塚　裕之	○	手塚氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士です。当社は同事務所の他の弁護士へ必要の都度、法律事務の依頼をしておりますが、過去3年間平均での報酬の割合は同事務所の総収入額の1%未満であります。	国際性豊かな弁護士としての知見、企業法務に関する豊富な見識に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外監査役に選任しております。当社は、手塚氏の兼職先である西村あさひ法律事務所の他の弁護士に対し、必要の都度、法律事務の依頼をしておりますが、同法律事務所は当社から多額の金銭その他の財産を得ていることはなく、一般株主と利益相反を生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。
小原　之夫	○	小原氏は、株式会社みずほコーポレート銀行（現　株式会社みずほ銀行）の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ出身です（平成15年3月まで所属）。当社は、株式会社みずほ銀行から資金の借入を行っていますが、当社の借入金に占める同行からの借入金の比率は2割程度です。	金融機関の経営に長年携わるとともに、コンサルタント事業会社の経営にも携わり、その幅広い経験と見識に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外監査役に選任しております。平成15年3月まで当社の主要取引先である株式会社みずほコーポレート銀行（現　株式会社みずほ銀行）の持株会社の業務執行取締役でありましたが、退任後10年以上が経過しており、出身会社の影響を受ける立場にありません。当社は株式会社みずほ銀行との間に資金の借入等の取引関係がありますが、当社は多数の金融機関と取引をしており、同行に多くを依存していることはありません。また、同氏は当社との取引に直接的に関与した実績はありません。さらに、当社において同行及びその持株会社出身の社外役員は同氏のみであり、同行から当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
齋藤　聖美	○	ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長	経営コンサルティング会社や債権電子取引専業の証券会社を起業し経営している幅広い経験と見識に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外監査役に選任しております。齋藤氏は現在、ジェイ・ボンド東短証券株式会社の代表取締役社長を務めていますが、同社と当社の間には利害関係はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

短期の業績連動型報酬制度の評価指標は、営業利益、フリーキャッシュフロー、ROAであり、この業績評価制度の考え方は、関係会社の役員報酬制度にも適用し、グループ関係会社全体に導入しています。
平成28年の事業年度より、社外取締役を除く取締役に対し、中長期の業績連動報酬として、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入します。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年度中に支払った報酬額は次の通りです。
取締役に対しては、取締役報酬として10名に270百万円（うち社外取締役3名、34百万円）を支払いました。
監査役に対しては、監査役報酬として5名に86百万円（うち社外監査役3名、31百万円）を支払いました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、基本報酬、短期業績連動報酬、中長期業績連動報酬により構成し、役位等によって決定する基本報酬額に加え、業績評価制度に基づき、会社業績および個人の業績等を勘案して業績連動報酬額を決定します。報酬の決定にあたっては、報酬諮問委員会での審議のうえ、取締役会で決定します。社外取締役の報酬は基本報酬のみとします。監査役の報酬については、基本報酬のみとし、監査役会の協議により決定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

(1)社外取締役のサポート体制
　総務・人事部秘書グループが社外取締役の庶務業務を担当し、取締役会に付議される議案に係る資料は事前に配布し、総務・人事部長等がその内容について説明します。
(2)社外監査役のサポート体制
　職務を補助する専任の監査役スタッフを配置しています。取締役会や監査役会の案件は、必要に応じて常勤監査役が社外監査役に事前に説明し、また、事業所の査察により、現地の情報が得られる機会を提供しています。月次の社長との会合で、経営状況・課題の説明がなされ、意見交換を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 監督・意思決定機能の状況：
　当社は、経営の監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にするため執行役員制度を導入し、社長と管掌執行役員により構成されるトップマネジメントにより、経営の意思決定の迅速化と活性化を図るとともに、取締役会の構成人員を大幅に減員してきました。さらに、社外取締役を選任することにより、監督機能を強化しております。取締役会は、月1～2回の頻度で開催され、会社の基本方針を決定するとともに会社法および定款で定められた事項および重要な業務執行案件について、充分な審議を経たうえで決定し、経営の意思決定機能の迅速化と活性化を図っています。取締役会の監督機能の強化と意思決定の適正性を確保するため、取締役はコーポレート・ガバナンスの視点を重視し選任し、業務執行が本来の職務である執行役員は可能な限り取締役を兼任せず業務執行に専念する体制としています。また、会長・社長を除く取締役の役付を廃止し、社外監査役を含む監査役による監視、各取締役間の相互監視により、その実効を図っています。さらに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を機動的に構築するとともに、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期は1年としています。
　なお、平成28年3月30日開催の定時株主総会において、取締役は9名（社外取締役3名含む）が選任されています。

当社は、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役、社外監査役で構成する指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置しています。

2. 業務執行機能の状況：

取締役会に付議すべき事項や重要な案件は、社長が議長を務める週次の経営会議において、2審制による審議のうえ策定しています。経営会議へ上程する投資案件は、リスクに係わる事前審査やタスクチームの検討により、事前のリスク分析や成果・進捗管理を行っています。中期経営計画等の経営基本施策は、経営会議の審議はもとより、執行役員全員による充分な検討を経たうえで策定しています。

当社は、実行責任体制を企業活動展開の根幹とし、また、成果重視の業績評価を徹底するため、部門別業績評価制度を実施しています。

なお、適切な業務執行上必要な特定事項について、社長が議長を務めるCSR会議の下に、安全保障輸出管理委員会、保安対策委員会を設置するとともに、レスポンシブル・ケア推進会議、リスクマネジメント推進会議、人権・企業倫理推進会議、IR推進会議を設置し、それぞれの事項に関して調査、研究、審議などを行っています。

3. 監査機能の状況：

⑴監査役監査：監査役会は、社外監査役3名（うち女性1名）を含む5名で構成しています。監査役は、取締役会および社内の重要な諸会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、また業務執行の監査を、現地実査、責任者のヒアリング、重要文書の閲覧などを通じて行い、経営の健全性確保のための提言、助言、勧告を行っています。また、グループ会社の監査を充実し、主要な関係会社の監査役と連携し、連結経営体制の強化に取組んでいます。なお、常勤監査役野村一郎氏は、当社グループの経営戦略及び予算の編成等を所管する経営企画部門に長年携わると共に経理、財務部門を統括する最高財務責任者（CFO）を務め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

⑵内部監査：内部監査部門は、社長直轄の組織として内部監査部を設置しています。内部監査部（12名、専任11名・兼任1名）は、関係会社を含む会社の業務執行状況を調査し、正確性、妥当性および効率性を、また、経営方針、計画および内部統制システムの機能状況を調査し、整合性および健全性を検証しています。内部監査の結果は、監査役にも報告され、監査役監査と相互の連携を図っています。なお、環境・安全等に係る事項は、担当の部署がレスポンシブル・ケア監査を実施しています。

⑶会計監査人監査：会計監査業務は、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、同法人が監査を実施しています。監査業務を執行した公認会計士は、園田博之（継続監査年数1年）、秋山俊夫（継続監査年数6年）及び切替丈晴（継続監査年数1年）であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他11名、システム監査担当者6名です。会計監査人は、監査役と年間監査計画の確認を行うとともに、監査結果の報告を行っています。また、情報・意見交換を随時行い、連携を図っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社制度を採用することにより、経営の公正性および透明性の向上を図り、効率的企業経営を行っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日（3／15）より7営業日前（3／4）に、発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、3月下旬に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英文を東京証券取引所に提出するとともに自社ホームページで公開しています。
その他	株主総会は、株主の皆様に会社の基本施策をご理解いただく機会とも判断しており、中期経営計画の内容や実行状況を説明しています。 なお、招集通知は、自社ホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページで公開しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIR説明会を開催し、最高財務責任者（CFO)が直接説明しています。この模様は、ホームページの個人投資家向けサイトにおいて資料とともに開示しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算・中期経営計画等の定期的説明会を開催し、説明内容を日・英2カ国語で、ホームページに公開しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算等の説明を英語でホームページに公開するとともに、海外投資家への訪問説明を定期的に実施しています。中期経営計画等の発表時には、海外での説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、アナリスト説明会資料は日・英2カ国語で公開し、あわせて有価証券報告書、アニュアル・レポート、報告書（「株主のみなさまへ」）、株主総会招集通知を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	適時開示やIR活動を実践する組織としてIR室を設置しています。また、CSR会議の下に、IRに関する総合施策・基本計画の検討、適時開示の確認・指示を行う組織としてIR推進会議を設置しています。	
その他	機関投資家に対する個別説明を積極的に行い、新聞発表の際は、日・英2カ国語で同時発表するとともに、ホームページに掲載しています。海外向け配信会社と契約し、リリースを海外向けに配信しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ経営理念および「私たちの行動規範」に規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	化学物質の開発から製造、物流、使用を経て廃棄に至る全ライフサイクルにおける「環境・安全・健康」の確保を目的とするレスポンシブル・ケアを推進しています。社長が議長を務めるCSR会議の下に、安全保障輸出管理委員会、保安対策委員会を設置するとともに、レスポンシブル・ケア推進会議、リスクマネジメント推進会議、人権・企業倫理推進会議、IR推進会議を設置

	し、統合的かつ積極的にCSR活動を推進しています。その内容を毎年CSRレポートとして発行し、CSRに関するホームページも開設しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「私たちの行動規範」で「当社グループに関する情報は、ステークホルダーが自己への影響を正しく評価できるように適時・適切に開示します。」と規定し、これに基づきディスクロージャー基本方針を定めています。株主様や他のステークホルダーの皆様に当社をご理解いただくための有用な情報は、「適時開示規則」に該当しない情報であっても、リリースを行い、当社のホームページに開示します。
その他	当社グループは、平成20年より「社員の多様性（ダイバーシティ）を尊重した経営」を重要な経営戦略の一つとしています。平成25年1月には「ダイバーシティ推進プロジェクト」を発足し、「多様性を生かし合い、組織・個人の創造性を高める」「新しい価値を生み出す、しなやかで活性化した組織を造る」ことの実現を目指し、ダイバーシティを推進しています。その中で、女性社員の活躍推進については、平成20年から平成24年に実施した女性活躍推進プロジェクトでの取り組みを継続し、「女性の積極採用・配置」、「キャリア設計・能力開発支援」など、様々な施策に取り組んでいます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会が決議した内部統制システムの整備に係る基本方針は、次の通りです。
当社は、法令および定款の遵守はもとより、公正な社会倫理規範に則った行動を経営の重要課題と位置づけ、「グループ経営理念」と「私たちの行動規範」を制定しています。これを踏まえ、「業務の適性を確保するための体制(内部統制システム)」の整備に関して、その基本方針を以下のとおり定め、適切に運用します。

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、社長が議長を務めるCSR会議の下に、人権・企業倫理推進規程の定めにより、人権・企業倫理推進会議を設置し、当社グループのコンプライアンスに関する中長期の活動計画および重要事項の検討を行うとともに、活動計画に基づく施策の策定、実施状況の評価を行います。また、内部牽制制度や当社グループ内外のルートによる内部通報制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。
期初の企業倫理月間や継続的に行う研修を通じ、コンプライアンスの周知徹底を図るとともに、違反行為については、再発防止の措置と適正ない処分を行い、組織業績評価等へ反映させます。
財務報告の信頼性を確保するための内部統制について、適切な整備・運用を行います。
反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。また、不当要求には一切応じません。反社会的勢力に対する体制を整備し、関連情報および対応要領等の周知徹底を行うとともに、具体的事案については、警察当局および外部の専門機関等と連携のうえ、毅然とした対処を行います。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会および経営会議等の議事録、決裁書等職務の執行に係る情報を、資料管理規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティ規程および個人情報管理規程等の社内規程により取り扱い、保存、管理します。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループに係る重要事項について、週次で行われる経営会議において構成メンバーによる多面的な検討を行い、特に投資案件は、戦略性、リスク管理、進捗・成果管理の観点から重点的に審議を行います。また、事業部門およびスタッフ部門において、その有するリスクの分析・評価を行い、リスク管理に取り組みます。
CSR会議の下に、リスク管理規程の定めにより、最高リスク管理責任者を議長とするリスクマネジメント推進会議を設置し、当社グループのリスクの定期的な集約・評価を行うとともに、当社グループに影響を及ぼす危険度の高いリスクについての施策を立案し、実施状況の確認を行います。また、事故・災害等の危機発生時の対応は、非常対策本部の設置をはじめとして緊急事態措置要領等の社内規程に基づき行います。
また、環境・安全・健康の確保を目的とするレスポンシブル・ケア推進会議、規制貨物等の輸出が適法に行われること等を目的とする安全保障輸出管理委員会等を設置するとともに、個別リスクについては、スタッフ部門で当社グループに係る規程の制定およびマニュアルの作成・研修等により適切なリスクの管理を行います。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、経営の監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にするために執行役員制度を導入し、社長と管掌執行役員により構成されるトップマネジメントにより、経営の意思決定の迅速化と活性化を図ります。
経営の目指す方向を中期経営計画、グループ経営方針で定め、当社グループ全体の年度の課題および目標値を、年間実行計画(予算)として設定し、これに基づく業績管理を行います。
経営組織規程により業務分掌・職務権限を明確化するとともに、グループ経営規程に基づき、子会社にこれに準じた体制を構築させることにより、当社グループが個々の事業の特性に応じた機動的な意思決定を行い、広範な業務を適正かつ効率的に行います。

(5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ経営規程により、子会社に対し、その営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけます。
当社監査役および各内部監査部門は、必要に応じグループ会社を対象に、監査や診断等を実施します。また、当社監査役は、主要なグループ会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図ります。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助するために専任の監査役付スタッフを配置し、その人事異動や評価等は、あらかじめ監査役と協議し、その承認のうえで行います。当該使用人は他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従います。

(7) 当社の取締役等および子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社は、監査役が取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等の重要な出席会議での付議事項の説明、決裁書・月次決算資料および内部監査報告書等職務の執行に関する重要な文書の供覧、社内関係部署の必要な説明等により、監査役に定常的に報告を行います。
グループ経営規程に基づきグループ会社の所管部門を定め、所管部門長が所管会社に係る事項について、監査役に必要に応じて報告を行います。
当社グループの役職員は、監査役から業務執行等に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。また、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
なお、当社グループの内部通報制度の運用状況と通報内容は、監査役への報告事項とします。

(8) 当社の監査役に報告をした取締役等が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、グループ経営規程により、監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由に不当な取り扱いを受けないこととします。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制
当社は、毎年、一定額の予算を設け、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、職務の執行について生ずる費用等を負担します。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役が期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準により行われる監査の実効性を高めるために、監査役

の往査等への適切な対応を行います。
社長および最高リスク管理責任者は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査環境の整備等の意見交換のために、監査役との定期会合を月次で実施します。
内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査役との連携を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会で決議した「私たちの行動規範」において「法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って行動」することを定め、その具体的指針である「実践の手引き」で「反社会的な団体や人物との関わりを一切持たない」ことおよびその「不当な要求に対しては、安易な妥協をせず毅然とした態度で対処する」ことを明示しています。
そのために、最高リスク管理責任者（CRO）および不当要求防止管理者のもと、全社の統括部署である総務・人事部および事業場、関係会社の総務担当部門において情報収集を行い、全社への関連情報および対応要領等の共有化、研修、ならびに社内への周知徹底等を行います。
具体的事案については、警察当局および外部の専門機関等と連携のうえ、毅然とした対処を行います。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容
「当社は、当社の株主は市場における当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、特定の者による当社株式の大規模買付行為に関する提案がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる十分な情報提供がなされ、かつ熟慮に必要となる十分な時間が与えられたうえでの、当社株式を保有する株主の皆様の意志に基づき行われるべきものと考えております。
しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資することにならないものもあります。
当社は、特定の者による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものであるか否かについて、株主の皆様が、当該買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報を得たうえで、適切な判断を下すことが望ましいと考えております。一方で、上記の例に該当するような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。」

2. 基本方針の実現に資する取り組み
当社グループは、グループ経営理念「社会的に有用かつ安全でお客様の期待に応える製品・サービスの提供により、企業価値を高め、株主にご満足いただくと共に、国際社会の一員としての責任を果たし、その健全な発展に貢献します。」のもと、豊かさと持続性の調和した社会の創造に貢献する「社会貢献企業」の実現を目指しています。
当社グループは、有機化学、無機化学、アルミニウム加工等を基幹技術に事業を展開しており、これらの異なる基幹技術を深化・融合させることにより創出した他社にない技術力、開拓者精神に溢れ独創性を追求する従業員が、当社グループの企業価値の源泉であり、当社グループは、個性的で競争優位性を持つ技術や製品を開発・提供することにより企業価値を高め、「個性派化学」として市場から高い評価をいただいています。また、製品・サービスの提供、環境への取り組みや地域活動等を通じて株主の皆様、お客様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様にご信頼いただくことにより良好な関係を築き上げ、その維持、発展に努めており、これらは、「社会貢献企業」の実現を目指すうえで損なうことのできない貴重な財産と考えています。
当社グループは、平成28年からスタートした5ヵ年の連結中期経営計画「Project 2020＋」において、当社が有する多様な事業群の収益基盤強靭化と個性派事業の拡大を進め、激化する国際競争下において市場を絶えずリードする企業グループを目指しています。
当社グループは、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築きあげていくことが、企業価値の持続的向上と中長期的な企業価値の創出の実現に必要不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と認識し、経営の公正性・透明性の向上、監督・監視機能の一層の強化、迅速な意思決定と業務執行の実効性の確保に取り組んでいます。また、コンプライアンスとリスク管理の強化、レスポンシブル・ケアの徹底、情報開示の充実に取り組む共に、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーの皆様と適切に協働して事業活動を行うことにより、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていきます。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み
当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成26年2月13日開催の取締役会及び平成26年3月27日開催の第105回定時株主総会の各決議に基づき、当社株券等の大規模買付行為等への対応方針(買収防衛策)を更新しました。(以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。)
(1)本対応方針の概要
(a)本対応方針の発動に係る手続の設定
本対応方針は、当社株券等について、20%以上の保有割合となる買付けを行うこと等を希望する買付者が出現した場合に、当該買付者に対し、事前に当該買付けに関する情報の提供を求め、当該買付けについての情報収集、検討等を行う期間を確保すること、当該買付者が本対応方針に定める手続を遵守しない場合、または、当該買付者による買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、また、一定の場合には株主の皆様の意思を確認し、一定の対抗措置を採ることなど、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれないための手続を定めています。
(b)対抗措置の内容
上記(a)記載の対抗措置として、当社は、上記(a)記載の買付者による行使は認められないとの条項および当社が当該買付者以外の者から当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の条項等が付された新株予約権を、当社株式1株に対し1個の割合でその時点の全ての株主に対して割当てる手法による新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置を行います。
(2)本対応方針の有効期間
本対応方針の有効期間は、平成25年12月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時から平成28年12月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。但し、当該定時株主総会の終結時に買収提案を行っている者等が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されます。
(3)本対応方針の廃止および変更
本対応方針の導入後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されます。本対応方針は株主の意向に沿ってこれを廃止されることが可能です。

4. 上記取り組みが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由
上記(2)の各取り組みは、中長期的視点から当社の企業価値および株主共同の利益の向上のための具体的な方策として行われているものであり、まさに上記基本方針に沿うものです。また、上記(3)の本対応方針は、以下のように合理性が担保されており、上記基本方針に沿うとともに、当社の企業価値および株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。
(1)経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した『企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっています。
(2)株主意思を反映する内容となっており、また、当社定款上取締役の任期は1年であり、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役の選任を通じて株主の意向を示すことが可能です。

(3)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではありません。
(4)当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、社外監査役および弁護士、公認会計士、社外の経営者等の社外有識者によって構成される独立委員会への諮問を経ることとなっています。
(5)合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができません。
(6)独立委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができ、これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

1. 情報開示の基本的な方針
当社は、金融商品取引法等の関係法令を遵守し、投資家の皆様の投資判断に影響を与える決定事実や発生事実、決算に関する情報等の重要情報の開示について、東京証券取引所が定める適時開示規則（以下、適時開示規則）に基づいた情報開示を行います。
当社は、適時開示規則を遵守し、業績結果、財務内容、将来ビジョンや経営戦略を「わかりやすく」、「公平に」、「タイムリーに」、かつ「正確に」株主、投資家の皆様にお伝えします。また、適時開示規則に該当しない情報につきましても、株主、投資家や他のステークホルダーの皆様に当社をご理解いただくために有用と判断される情報につきましては、積極的にニュースリリースを行い、併せて当社ホームページにおいて開示します。
尚、当社は上記の方針を「ディスクロージャー・ポリシー」として制定し、当社ホームページにおいて公開しています。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況
（1）会社情報の適時開示に係る社内管理体制
当社は、CSR活動を推進するCSR会議の下に、株主や投資家向けのIR活動に関する総合施策・基本計画を立案し推進するIR推進会議を設置しております。IR推進会議は、CFO（最高財務責任者）であるIR推進会議議長の下に、IR室長を事務局長とし、財務・経理部長、広報室長、戦略企画部長を中心とするメンバーから構成され、適時開示規則に基づき決算等に関する重要情報の開示を一元的に管理することで重要情報の適切な開示を確保し、わかりやすく、公平に、タイムリーに、かつ正確に開示することに努めています。

（2）決算に関する情報の適時開示
決算に関する情報が取締役会で承認された場合、IR推進会議はこれを受けて適時開示規則に則り、情報取扱責任者である広報室長に適時開示の指示を行います。
これに基づきIR室長はTDネットを通じ東京証券取引所での適時開示を実施し、広報室長は記者クラブ等で発表します。

（3）決定事実および発生事実
決定事実および発生事実が生じた場合は、内部情報管理を徹底するとともに、関係スタッフ部と協議の上、社長の承認の下、広報室長はIR推進会議に報告し、開示指示によりTDネットを通じ東京証券取引所での適時開示を実施するとともに、記者クラブ、当社ホームページなどで速やかに発表します。

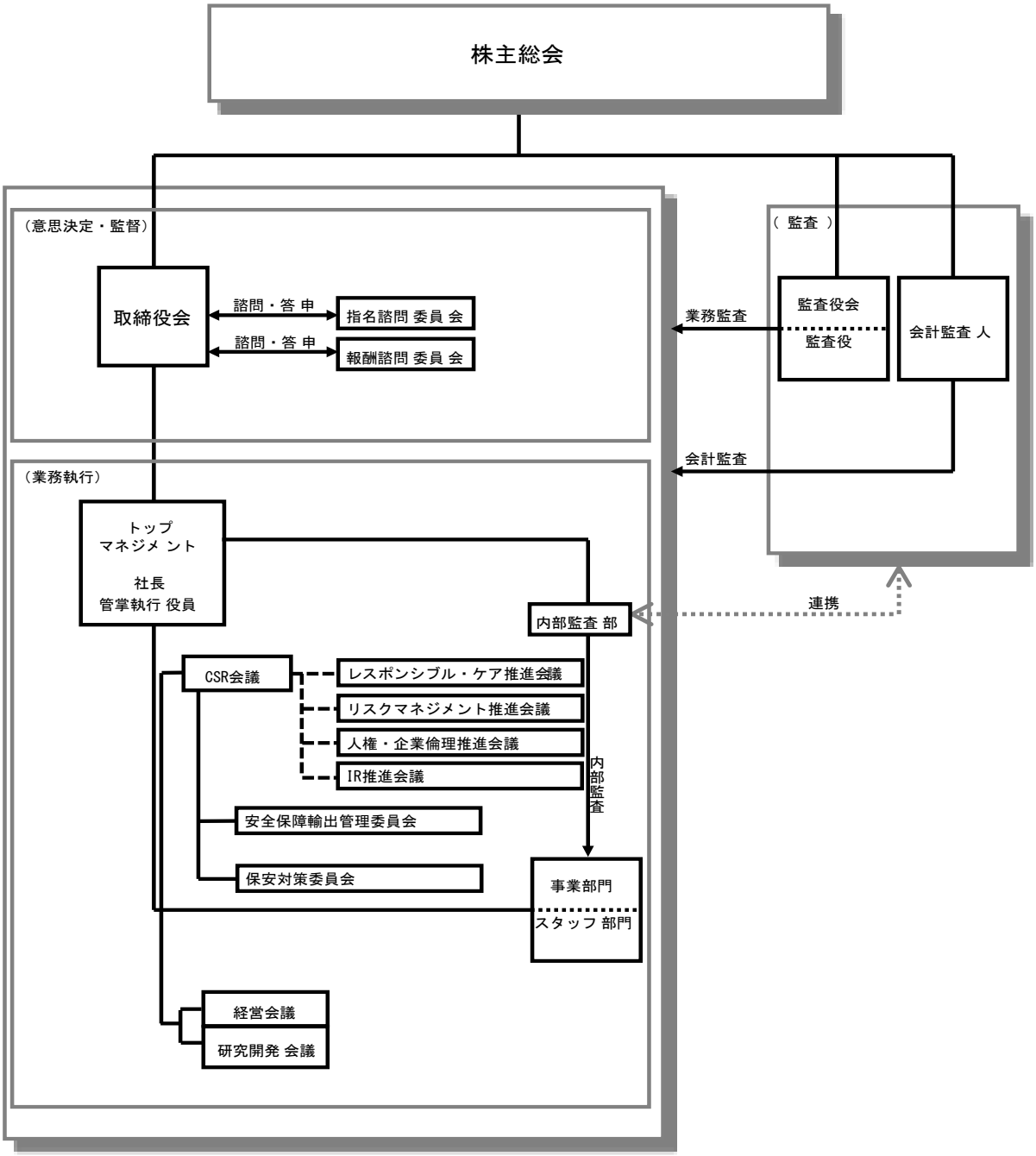
株主総会
（意思決定・監督）
取締役会
諮問・答 申
指名諮問 委員 会
諮問・答 申
報酬諮問 委員 会
（ 監査 ）
業務監査
監査役会
監査役
会計監査 人
会計監査
（業務執行）
トップ
マネジメ ント
社長
管掌執行 役員
連携
内部監査 部
CSR会議
レスポンシブル・ケア推進会議
リスクマネジメント推進会議
人権・企業倫理推進会議
IR推進会議
内部監査
安全保障輸出管理委員会
保安対策委員会
事業部門
スタッフ 部門
経営会議
研究開発 会議

会社情報の適時開示に係る社内管理体制

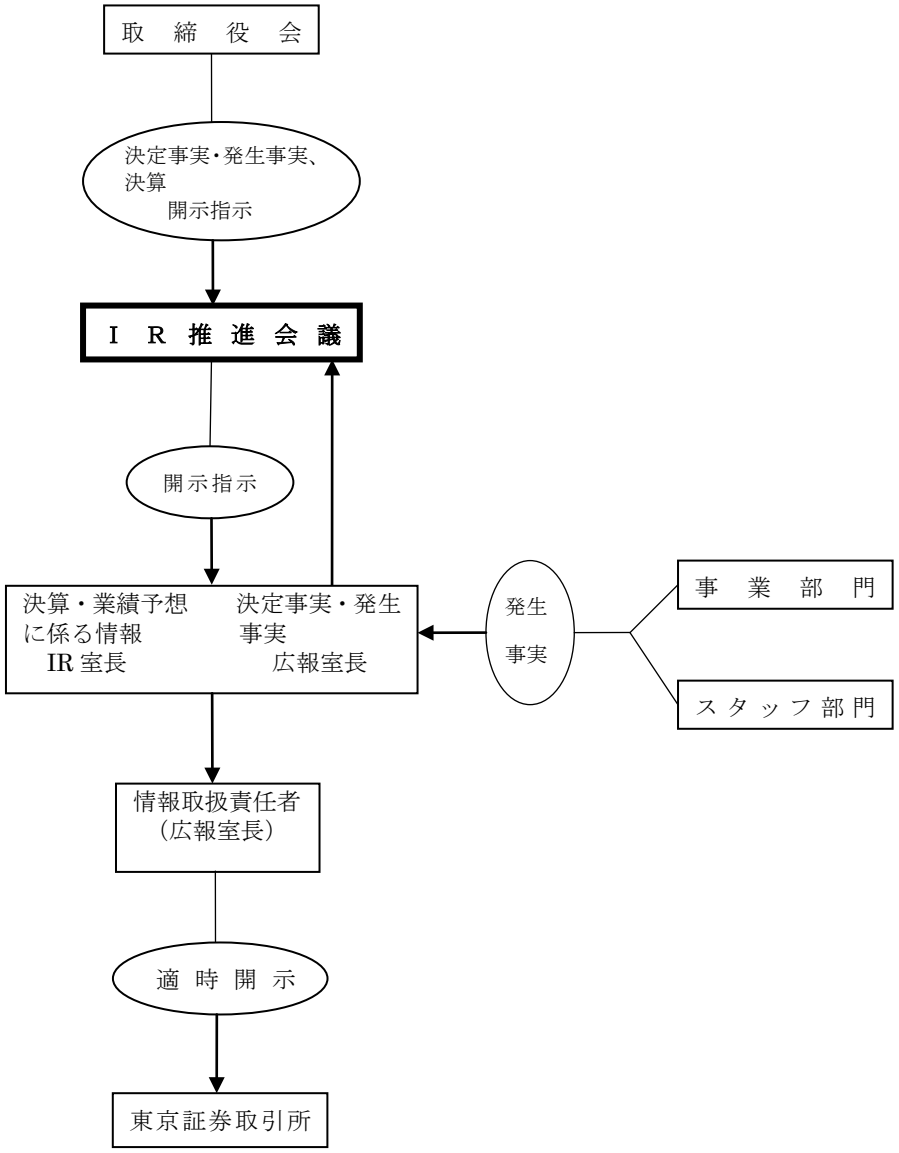

*事業部門に関する発生事実が生じた場合は事業部門は関係するスタッフ部門に重要事実を報告し協議を行う。スタッフ部門は広報室長に報告し開示プロセスに沿って適時開示を行う。